

静岡県教育情報セキュリティ基本方針

第1 目的

本基本方針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の6第1項に基づき、静岡県教育委員会(静岡県教育委員会組織規則第3条で定められた静岡県教育委員会をいい、県立学校を含む。以下同じ。)が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策の統一かつ基本的な事項を定め、静岡県教育委員会の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

第2 定義

本基本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

1 ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

2 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

3 情報資産

ネットワーク、情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体、ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)、システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書をいう。

4 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

5 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び第9に規定する教育情報セキュリティ対策基準をいう。

6 教育情報セキュリティ実施手順

教育情報セキュリティポリシーに基づき、個別の情報システム等について、情報セキュリティに関する対策を実施するための具体的な手順を定めたものをいう。

7 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

8 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

9 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

第3 適用範囲

本基本方針は、「静岡県情報セキュリティ基本方針」が適用されるものを除く行政機関及び情報資

産を適用範囲とする。

なお、県立学校において、静岡県教育委員会の管理運用する情報システムで、知事部局の管理運用するネットワーク上にあるものは、静岡県情報セキュリティポリシーを準用するものとする。

第4 対象とする脅威

本基本方針が対象とする情報資産に対する脅威（以下「脅威」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- 1 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃その他のサイバー攻撃、部外者の侵入その他の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去並びに重要情報の詐取並びに内部不正等
- 2 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、情報システムの設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、情報システムの操作又は設定ミス、情報システムのメンテナンスの不備、内部監査又は外部監査の機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥並びに機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去等
- 3 地震、落雷、火災その他の災害によるサービス及び業務の停止等
- 4 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴う情報システムの運用の機能不全等
- 5 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶その他のインフラの障害等

第5 教職員等の遵守義務

教職員等（非常勤及び臨時の教職員を含む。以下同じ。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び第10に規定する教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

第6 情報セキュリティ対策

脅威から情報資産を保護するために、次に掲げる情報セキュリティに関する対策を講じるものとする。

- 1 静岡県教育委員会の情報資産について、情報セキュリティに関する対策を推進する体制(以下「推進管理体制」という。)を確立する。
- 2 静岡県教育委員会の保有する情報資産をその内容に応じて分類し当該情報資産の重要性に応じた情報セキュリティに関する対策を行う。
- 3 サーバ、情報システム室、通信回線、教職員等の端末等の管理について、物理的な対策を講じる。
- 4 情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- 5 コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策その他の技術的対策を講じる。
- 6 情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティの確保等及び教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、必要に応じて緊急時対応計画を策定する。

- 7 業務委託を行う場合には、必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。
- 8 外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。
- 9 ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

第7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守の状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

第9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

第6から第8までに規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公開することにより静岡県教育委員会の教育行政運営に支障を及ぼすおそれがあることから、原則として非公開とする。

第10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより静岡県教育委員会の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、令和元年12月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、令和元年12月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。